



いつまでも住み続けたい村

広報

しらかわ

2024

7月号

No.636

白山白川郷ホワイトロード全線開通

6月14日、白川村と石川県白山市を結ぶ「白山白川郷ホワイトロード」が全線開通し、午前9時から白川村の馬狩料金所前で安全祈願祭との利用があり、今年は6万4000台を目標にしています。営業は11月10日までの予定で、新緑に包まれた三方岩岳や残雪の白山を眺めにぜひお出かけください。



CONTENTS

白川村消防操法大会	P2
はかり定期検査のお知らせ	P4
後期高齢者医療制度についてのお知らせ	P8～9

令和6年度

白川村消防操法大会

6月9日(日)、白川村消防操法大会が、村防災グラウンド(寺尾)で開催されました。この大会は、消防団員の消防技術向上と迅速で適切な消防活動の習得を目的とし、ポンプ車の部で3チーム、小型ポンプの部で5チームが出場し、消防技術を競い合いました。選手の皆さんは約4週間の操法訓練を行い、その成果を発揮していただきました。



ポンプ車の部

優勝 中部分団 第1班

指揮者	三島	秀紀
1番員	清水	顕治
2番員	小洞	拓摩
3番員	松古	知之
4番員	藤坂	周磨
補助員	半田	旭



小型ポンプの部

優勝 中部分団 第6班

指揮者	山下	羅生城
1番員	武田	勇太
2番員	谷藤	一成
3番員	手塚	洋平
補助員	和田	勇治



準優勝 中部分団 第3班

指揮者	和田	真樹
1番員	鈴口	豪
2番員	黒木	雄太
3番員	和田	嵩正
補助員	枘田	将也



番員賞

ポンプ車の部

指揮者	三島	秀紀
1番員	清水	顕治
2番員	小洞	拓摩
3番員	松古	知之
4番員	坂本	磨紀



小型ポンプの部

指揮者	山下	羅生城
1番員	武田	勇太
2番員	谷藤	一成
3番員	白井	慎之輔

白川村広報メール配信サービス 登録手順のご案内

村では、村民の携帯電話の電子メールに無線放送の内容をお送りする「白川村広報メール配信サービス」を提供しております。放送の聞き逃しや、無線機が故障した際にも放送内容を見ることが出来ますので、ぜひご登録ください。

① 空メールを送信します。

サイトにアクセスし、(空メールを送信する)から空メールを送信します。

▼ PC・スマートフォンの場合

<https://plus.sugumail.com/usr/shirakawa-vill/home>



☑ メールアドレスで受け取る方はこちら

メールアドレスを登録して頂く事でメールでの情報発信を受け取る事が出来ます。
登録を行う方は以下のボタンより空メールを送信してください。
折り返して登録案内メールが届きますので本文を確認のうえ登録を行ってください。
既に登録済みの方で登録内容の変更や解除を行う場合も以下のボタンより空メールを送信してください。変更・解除用URLをご案内いたします。

空メールを送信する

▼ フィーチャーフォン(ガラケー)の場合

<https://m.sugumail.com/m/shirakawa-vill/home>



空メール送信

登録を行う場合は下記よりメールを送信してください。
件名はそのまま送信してください。折り返し登録案内メールを送信いたします。

空メールを送信する

▼ 共通

t-shirakawa-vill@sg-p.jp

「空メールを送信する」ボタンをクリックすると、メールが立ち上がります。そのまま何も入力せずにメールを送信してください。

※メールが起動しない場合は、手動でメールを立ち上げ、下記アドレスに空メールを送信してください。

② メールが届きます。

メールに記載された登録用URLをクリックし登録に進みます。

白川村メール配信サービスへ申し込みいただきまして、ありがとうございます。
登録を行う場合は、次のURLより行ってください

<https://plus.sugumail.com/usr/XXXXXXXXXXXXXXXXX>
※フィーチャーフォンの場合は異なるURLが表示されます。

③ 利用規約を確認します。

利用規約をご確認の上、「同意する」ボタンをクリックします。

(1)利用者の個人情報の保護には万全の注意を払います。
(2)虚偽または不実な情報の送信、第三者の名誉・プライバシーの侵害その他の権利・利益を害する一切の

同意しない

同意する

ご登録の前に

- メール配信サービスの利用規約に同意していただいた上で、ご登録をお願いいたします。
- 「@sg-p.jp」ドメインあるいは「shirakawa-vill@sg-p.jp」のアドレスからのメールの受信を許可する設定を行ってください。
- URL付きメールの受信を許可する設定を行ってください。

④ 地区を選択して会員登録を行います。

地区を選択して、(確認画面へ)ボタンをクリックします。

登録情報入力	
配信カテゴリ選択	
お知らせ 必須	
登録情報入力	
メールアドレス	
XXXXXX@XXXX.XX.XX	
必須	地区
戻る	確認画面へ

1. 地区を選択します。
2. (確認画面へ)ボタンをクリックします。

⑤ 入力内容を確認し、登録します。

入力内容をご確認の上、「登録」ボタンをクリックします。
登録完了画面が表示されたら登録完了です。

登録情報確認	
配信カテゴリ	
お知らせ	
登録情報	
メールアドレス	
XXXXXX@XXXX.XX.XX	
地区	牧
戻る	登録

登録完了

ご登録ありがとうございました。

登録後、登録完了メールが届きます。

登録情報変更・退会

空メールアドレス宛にメールを送信します。返信メールから登録情報の変更などを行います。

●メールアドレス変更

メールアドレス下にある[編集]ボタンをクリックして手続きしてください。

●地区の変更

登録情報の[編集]ボタンをクリックします。地区の選択画面が表示されるので内容を確認しながら画面を進めてください。

●退会

画面右上のメニューボタンをクリックし[登録解除へ]をクリックします。次の画面で[登録解除]ボタンをクリックしてください。

お問合せ先 白川村役場 総務課 電話:05769-6-1311

ご寄付ありがとうございます!

6月20日(木)株式会社三輪酒造代表取締役会長の三輪高史様、社長の三輪研二様、総務部長の赤堀吉美様が役場にお越しいたき、世界遺産白川郷合掌造り集落の保全のためにご寄付をいただきました。

同社は平成3年から世界遺産白川郷合掌造り集落保全基金へのご寄付を頂いております。長年にわたって世界遺産合掌造り集落の保全・継承の取り組みにご協力をお願いしていることに対し、成原村長より感謝の意を伝えました。



はかり定期検査のお知らせ

今年度計量法の規定により、取引・証明に使用する「はかり」の定期検査が下記の通り行われますので該当者は必ず受検してください。

尚この検査を受けないで「はかり」を「取引・証明」に使用することは、計量法違反行為となりますのでご注意ください。(開催期間は2年に1回です。)

検査日時 令和6年 8月19日(月) 13時～14時 **検査場所** JAひだ白川支店

備考 はかり(付属品含む)、手数料(岐阜県収入証紙)を持参してください。



問い合わせ先

岐阜県計量検定所 Tel:058-251-8188 / 白川村役場観光振興課 Tel:05769-6-1311

7月は社会を明るくする運動の強調月間です

6月26日(水)に保護司の遠山はやとさんと札幌正直さんが来庁され、社会を明るくする運動の強調月間に関する内閣総理大臣と岐阜県知事のメッセージを成原村長に伝達されました。

今年で74回目を迎える同運動は、『**想う、ときには、足をとめ。**』をキャッチフレーズとし、犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけとなることを目指しています。



白川村シェアハウス 「やまごや以上ほしぞら未満」は 女性用賃貸住宅に!

平瀬の白川村暮らし体験住宅「シェアハウスやまごや以上ほしぞら未満」は、白川村へ移住を希望される方に村の生活・習慣・文化などを体験する機会を提供することを目的として運営されてきました。しかし、賃貸住宅のニーズが多く、村内での住宅が足りていないため、同施設の利用規約を改正し、女性専用のシェアハウスとして、条件を満たした方に入居いただけるようになりました。

- 【対象】 村に住民票がある女性または、村内で就労されている女性
【費用】 家賃、水光熱通信費が定額となります(共用部分の費用は按分)
【期間】 1カ月～1年(更新可否は要相談)



◀詳細につきましては、
役場ホームページを
ご確認くださいませよう
お願いいたします。

【連絡先】 白川村移住交流窓口 ☎ 福田麻衣子:090-8138-8665 / ☎ 柴原孝治:080-5591-7114
E-mail: shirakawa-go-iju@vill.shirakawa.lg.jp



「空き家活用勉強会」開催しました!



令和4年度から、空き家の管理や活用の専門家を講師に迎え開催している「空き家活用勉強会」。今までは、一方的に講師のお話を聞く会でしたが、今年は参加者の方の「知りたい」にお答えいただく形式での開催を試みました。空き家対策は社会問題にもなっており、空き家が犯罪や火災を引き起こすというニュースも目にしますが、空き家に関する法律や、空き家対策の傾向も、少しずつ変わってきているようです。勉強会に参加し、印象に残ったことを、以下に紹介いたします。

①「定期借家制度」で、空き家は期間を決めて貸し出すことができる!

空き家を貸す際、借主が希望する限り、基本的には同一物件に住み続けられる「普通借家契約」が一般的ですが、貸主と借主、双方の合意があれば、同じ物件に住める期間が5年や10年等と決められている「定期借家契約」を結ぶことができるそうです。こどもが村外で暮らしていて将来帰ってくるかもしれないけれど、まだしばらくは帰ってこない場合など、期間を区切って空き家を活用することが可能です。その間、空き家の管理もやってもらえるので一石二鳥!

②「借主負担によるDIY」で、どんな状態の空き家でも借りたい人がいる!

すぐに住める状態の空き家でないと、とても誰かに住んでももらえないのではないかと考えがちですが、借主の自費でDIY(自身で物を作ったり、修繕したりすること)を実施してもらう、新たな賃貸の在り方が、今の時代に合っているそうです。その際、空き家の状態を偽りなくしっかりと伝えたと、借主に納得してもらうことと、借主に負担のない賃料の設定がポイントです。自身でリフォームして貸し出すより賃料は安くなっていますが(固定資産税を賄える程度が相場)、空き家が借主によって再生されることはありがたいですね。

③相続後の片付け放置で生命保険が受け取れない事例も!?

保険金の支払いについては請求に時効が存在します。数年経って片付けをしてみたら、生命保険の証書が見つかる事例が稀にあるそうです。とはいえ、既に保険金の受け取り資格を喪失しており、証書はただの紙切れに。講師の方からは荷物の大まかな仕分けに関しては早めに着手することをオススメしますとのことでした。

今回の「空き家活用勉強会」の資料をご覧になりたい方、詳しいお話を聞いてみたいという方は、同窓口へお気軽にご連絡ください。

具体的な活用や解体が決まっていない空き家をお持ちの方、数年後に空き家になりそうな物件をお持ちの方、その他空き家活用についての個別相談も随時受け付けていますので、ぜひお気軽にご相談ください。(荻町区は世界遺産および伝建地区の関係で、移住交流窓口の役割を守る会が担っており、荻町区の方からのお問い合わせは、守る会へお繋ぎさせていただきます。)



【連絡先】 白川村移住交流窓口

☎ 福田麻衣子:090-8138-8665

☎ 柴原孝治:080-5591-7114

E-mail: shirakawa-go-iju@vill.shirakawa.lg.jp

空き家バンク
ホームページ

高齢者叙勲

きよくじつたんこうしょう

旭日単光章【地方自治功労】

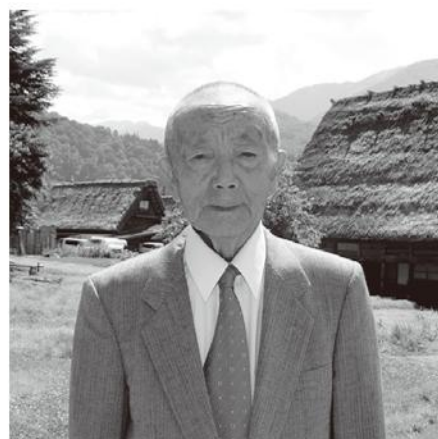
根尾 治吉さん (88歳・荻町)

昭和58年4月に白川村議会議員に初当選後、以来平成15年4月まで5期20年の永きにわたり地方自治に貢献したことが認められ、旭日単光章を受章されました。

在職中は議長、副議長、監査委員、常任委員会や特別委員会委員長等の要職を歴任し、平成5年5月から平成7年4月までの2年間の副議長在任中は、全村下水道化計画の推進や東海北陸自動車道の早期着手等に取り組まれました。特に下水道事業では子供孫世代目線で事業の必要性を強く訴えた結果、平成7年6月第一期工事の白川クリーンセンターが完成し、村の下水道化促進に大きく貢献されました。

また、根尾氏は平成3年4月から平成12年3月までの8年間に白川郷荻町集落の自然環境を守る会会長を務められ、そのうちの平成7年5月から平成9年5月までの2年間は白川村議会議長を兼任しながら荻町の景観保全に尽力されました。根尾氏の絶大なリーダーシップのもと地元住民の結束力を高め、村、県、国、また富山県旧平村、旧上平村と連携を図りながら平成7年の「白川郷・五箇山の合掌造り集落」世界文化遺産登録が実現しました。

根尾氏に世界遺産登録のころのお話を伺うと「あの頃の活動はまわりの荻町の守る会役員の皆さんが私を積極的に後押ししてくれたからこそできたことです。」と振り返られ、景観保存で最も大切な「住民主導の活動」の原点を氏の言葉からひしひしと感じさせられました。このたびの受章誠におめでとうございます。



令和5年度住民税均等割のみ課税世帯等への 価格高騰重点支援給付金

電力・ガス・食料品等価格高騰による負担増を踏まえ、家計への負担軽減を図るため、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対し、**1世帯あたり10万円**を支給します。

【基準日：令和5年12月1日】

対象世帯

世帯全員が令和5年度住民税均等割のみ課税者で構成される世帯。または均等割のみ課税者と均等割非課税者で構成される世帯。

——ただし、以下の世帯は対象となりません。——

- 令和5年度住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯(扶養等には専従者も含む。)
- 令和5年12月1日以降に入国した者または租税条約による免税の適用を届け出ている者を含む世帯。
- 令和5年度に実施した価格高騰重点支援給付金(1世帯3万円および7万円給付)を受給した世帯。

令和5年度住民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯等に対する 価格高騰重点支援給付金(子ども加算給付)

電力・ガス・食料品等価格高騰による負担増を踏まえ、家計への負担軽減を図るため、令和5年度住民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯の子育て世帯の世帯主に対し、子ども加算分として**児童1人あたり5万円**を支給します。

対象世帯

令和5年12月1日時点で白川村に住居登録(住民票)がある子育て世帯で、世帯全員の令和5年度住民税が非課税または均等割のみが課税されている世帯。

加算対象となる児童の範囲

令和5年12月1日の基準日において同一世帯となっている18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)



給付金の対象と思われる世帯には、支給要件確認書や支給のお知らせを送付しています。必要事項を記入し、

令和6年9月30日(月)までに提出してください。期限後の受付はできませんのでご注意ください。

お知らせが届いていない方で対象と思われる方やご不明な点あれば、役場までご連絡ください。

「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください!!

お問い合わせは村民課まで TEL 6-1311



卓球大会

白川郷学園3年生の武田千結里さんが以下の卓球大会に出場しました。年上の学年も参加する中、見事に優秀な成績を収められました。

6月1日(土)
中部日本卓球選手権大会
県予選カブ女子シングルス
(小学校4年生以下)
ベスト16

6月16日(日)
第48回高山春季卓球大会
小学生女子シングルス
(小学校6年生以下)
優勝



白川村シニアクラブ 第16回 GG大会

場所：旧白川小学校GG場



6月15日(土)、白川村シニアクラブの第16回グラウンドゴルフ大会が、旧白川小学校グラウンドで開催されました。当日は22名の方が参加し、坂本英子さんが見事優勝されました。

グラウンドゴルフを日常的に行うことにより、運動器や心の健康が維持され、健康寿命の延伸につながる事が期待されます。

シニアクラブの皆さん、是非グラウンドゴルフを始めてみませんか。第17回大会は平瀬けやき公園において、10月26日(土)に予定しています。

優勝 坂本 英子
2位 坂次 功輝
3位 和田るみ子
4位 和田 孝盛
5位 高島 外成
6位 寺口三千雄

ホールインワン

2回 坂本 英子
1回 高桑 英一
1回 和田 孝盛

飛騨地域発のクラブチームのプレイに触れました!

6月22日(土)高山市のビッグアリーナにて、飛騨地区のスポーツ推進委員を対象とした研修がありました。午前中は飛騨高山ブラックブルズの運営や地域での活動について、そしてウォームアップを主軸とした子どもたちへのスポーツ指導についての座学を行い、午後からは実際にハンドボール競技を行いました。



楽しい! 運動前のウォームアップ



強烈! ブラックブルズ選手のシュート



推しスポ! モルック体験会

6月25日(火)中島グラウンドとふれあい体育館において第1回モルック体験会を開催しました。白川村スポーツ推進委員会では、ねんりんピック岐阜2025大会にむけて、みなさんにモルックを楽しんでいただけるように、定期的にモルック体験会をおこないます。みなさんの参加お待ちしております!!



後期高齢者医療制度についてのお知らせ

保険証(被保険者証)を更新します(保険証は1人に1枚交付されます)

《7月31日まで・薄い赤色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和6年7月31日

後期高齢者医療被保険者証		有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇		令和6年7月31日
住 所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地	
氏 名	広域 太郎	性 別 男
生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
発 効 期 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
交 付 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
一部負担金の割合	〇割	
保 険 者 番 号	〇〇〇〇〇〇〇〇	
保 険 者 名	岐阜県後期高齢者医療広域連合	

《8月1日から・薄い青色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和7年7月31日

後期高齢者医療被保険者証		有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇		令和7年7月31日
住 所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地	
氏 名	広域 太郎	性 別 男
生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
発 効 期 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
交 付 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
一部負担金の割合	〇割	
保 険 者 番 号	〇〇〇〇〇〇〇〇	
保 険 者 名	岐阜県後期高齢者医療広域連合	

後期高齢者医療の保険証は白川村に住所を有する75歳以上の方と、一定の障がいがある65歳から74歳の方で広域連合の認定を受けた方に交付されます。現在の保険証の有効期限は令和6年7月31日ですので、8月1からは、**7月中旬頃にお送りする新しい保険証**をご使用ください。新しい保険証は薄い青色に変わります。古い保険証を処分されるときは、住所や氏名が判別できないよう裁断するなど、十分にご注意ください。

●マイナ保険証をぜひご利用ください！

令和6年12月2日以降、現行の保険証は発行されなくなります(有効期限が令和7年7月31日までの保険証は期限まで使用可能)ので、マイナ保険証(保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)をご利用ください。

利用登録の手続き方法につきましては、村民課にお問い合わせください。

マイナ保険証を使用すると医療費の自己負担額が安くなる、限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されるなどのメリットがあります。

●令和6年度保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。令和6年度保険料は、令和5年分の所得をもとに個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療制度の被保険者になられた方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますのでご確認ください。

【保険料額について】

令和6年度保険料額は、以下のア、イの合計額になります(ただし、80万円(73万円※1)を上限とします)。

ア 均等割額 被保険者一人当たり49,412円

イ 所得割額 被保険者の所得金額※2×所得割率9.56%(8.89%※3)

※1 令和6年3月31日時点で75歳以上の方、または、令和7年3月31日までに障害認定で被保険者となっている方は、激変緩和措置により、上限額が73万円となります。

※2 被保険者の所得金額＝総所得金額等－43万円(基礎控除額)

※3 ※2の所得金額が58万円以下の方は、激変緩和措置により、8.89%となります。